平成２９年度第１回　大和市文化財保護審議会　会議録

日時：平成２９年８月１６日（水）
午後２時～午後５時
会場：大和市役所　教育委員会室

出席者等

委　員 （５名）	◎金子　皓彦、●鈴木　通大、坂本　要、田中　徳久、神崎　直美
事務局 （５名）	文化スポーツ部長、文化振興課長、市史・文化財担当係長　各１名 市史・文化財担当職員　２名
傍聴者	なし

◎…会長　●…職務代理者

公開・非公開の状況

■公開　□非公開　□一部非公開
（非公開・一部非公開の場合はその理由）

会議次第

１　開会
２　議事
（１）平成２８年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について
（２）平成２９年度文化財保護関係事業（予定）について
（３）大和市指定重要有形民俗文化財への指定に係る諮問について
（４）その他
３　閉会

会議要旨

２　議事
（１）平成２８年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について
管理運営状況を資料にもとづき事務局から報告。今後の運営について委員よりの意見・助言あり。事務局作成の評価案を修正なしで承認。
（２）平成２９年度文化財保護関係事業（予定）について
資料にもとづき事務局から説明。委員よりの意見・助言あり。
（３）大和市指定重要有形民俗文化財への指定に係る諮問について
教育委員会から諮問があった指定候補物件につき事務局から説明。答申案ほかの資料につき、指定名称変更のほか若干の意見あり。審議の結果、指定が適当と認められた。
（４）特になし。

発言要旨

（●委員　▼事務局）

２　議事

（１）平成２８年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について

▼事務局より資料２－１～資料２－３について説明。

●郷土民家園配置の学芸員は何名か。

▼１名である。

●学芸員の増員を指定管理者に要望する計画はあるか。

▼現在、指定管理者が民家園向けに確保している学芸員は１名のみである。学芸員の交代に際して同様の専門知識を有する有資格者を要望することはある。

▼指定管理者である大和市スポーツ・よか・みどり財団も運営が厳しく、学芸員のみならず正規職員の増員は近年無い。非正規職員に増員については協議する余地はあるかもしれない。非正規の学芸員募集に対する応募も少ないと聞いている。

●指定管理者が配置する民家園の学芸員は現在３人目。非正規職員で給与等の条件はよくない。雇用期間は５年と区切られている。過去の民家園学芸員２人のうち、１人は民家園で積んだ経験を活かして他所の正規職員として雇用され、もう１人は貯めた学資で大学院に入学している。同種の施設の学芸員も非正規時代の経験を活かして正規職員の募集に応募したり雇用されたりしている。

●指定管理者が学芸員等の専門職員を雇用しても、その専門性を必要とする仕事が取れなかった場合は人的資源を活用できないため、採用に消極的になる。先が読めないことにより継続性が欠けるのは指定管理者制度の問題点の一つ。

●学芸員はなるべく正規職員が望ましいと思っていたが、子育てがひと段落した後の再就職先として非正規の学芸員を希望する元正規学芸員職の女性も多いため、認識をあらためつつある。

●学芸員が１名では勤務のローテーションが組みづらいと思うので、２名体制とすることを検討してもよいかもしれない。

●現在の指定管理者は学芸員の採用の際に、居住地等の条件を吟味し、職員の負担を軽減するようにしている。

▼今年度の民家園の職員配置は、学芸員の嘱託職員１名、非常勤職員４名。民家園が所在する泉の森内の自然観察センターしらかしの家に勤務する指定管理者の正規職員も必要に応じて対応している。

●民家園の学芸員の専門性とはどのようなものか。

●民家や年中行事についての幅広い知識が必要。日々の業務の中で得た知識や研究成果を利用者である一般市民に還元することが大事。また、学芸員同士は情報交換をおこない自己の業務に活かしている。

●学芸員有資格者は年間 8,000 人くらい誕生するが、専門を活かした職につく人は少ない。職についたことがない有資格者の中には、実務を理解していない人がいるので、採用時には実務経験が重視される。

（２）平成２９年度文化財保護関係事業（予定）について

▼事務局より資料３－１～資料３－５について説明。
●福田神社囃子獅子舞映像記録作成について、撮影は来年正月（年始の門付け時）になるのか。
▼今年度は一つ一つの曲目を渋谷学習センターのホールで撮影する。撮影は２か年の予定で、来年度は（年始の門付け等を含めた）フィールドでの撮影となるだろう。
●撮影には２か年必要なのか。１年は編集作業期間か。
▼撮影・収録を２か年かけておこなう。編集はそれ以後となる。
●撮影映像のチェックは民俗文化財の担当職員がおこなうのか。
▼昨年度撮影分(稲荷講)のチェックには当審議会の鈴木委員に立ち会ってもらった。
●過去に撮影した映像記録は図書館でも見られるのか。一般向けに公開しているのか。
▼映像記録自体は図書館にも収蔵されているが、閲覧について現図書館がどう運用しているかはわからない。当課としては、つる舞の里歴史資料館で視聴できる旨案内している。
●閲覧できない映像はあるのか。
▼作品化された（資料３－５に記載された）ものはすべて閲覧できる。
●映像公開について、例えば文化デーのようなものを設けて定期的に上映し、市民の意識に定着させるともっとひろまるのではないか。映像記録の存在を知らない市民が多いのではないか。
●市役所に常設で映像を流しているモニター等はないのか。そういうところで上映するとよいのでは。
●地域によっては、そのような場所で長時間の民俗映像を上映している例がある。
▼市役所本庁舎１階の市民課、保健年金課の前にテレビが設置されている。当課の映像記録を再生できる機器も設置されているようであれば、上映できないか検討してみる。長時間の作品ではないので、講座等とセットにして上映するのもＰＲになるかもしれない。
●学校には利用されているか。
▼民具資料を昔の暮らしを学ぶ授業で貸し出すことはあるが、映像記録はあまり利用されていない。
●文化振興課から学校のほうにＰＲしているか。
▼必要性は感じているが、例えば教育委員会の席などは議題が多くそのようなＰＲをするのは難しい。機会をとらえてＰＲはしたいが、まずは文化振興課の事業で利用するところからはじめたい。
●映像撮影のデジタル化で、フィルム代を気にすることなく民俗芸能、伝統工芸等の全工程が復元できる長時間撮影が可能となっている。文化庁も示しているが、その撮影素材を利用して、芸能・工芸の復元、一般観覧、ＰＲ映像等の目的別に編集した作品群と、文字・画像情報をメニューから選べるような映像のシステム化が定着してきている。市が今後作成する映像記録でもシステム映像化を検討するとよい。
●獅子舞の撮影であれば、踊りの様子だけでなく、獅子頭のかぶり方、衣装の着方、道具の修理の様子などもすべて撮影して、目的別に編集を加えるとよい。
●はじめから３０分作品を作るつもりで撮影すると、編集段階で追加撮影が必要にな

ったりする。最初から全工程の撮影をしておくと、追加撮影の手間がないので結果として効率的かもしれない。

▼今後の映像記録作成の際に導入を検討していく。過去に作成した映像記録の編集前の素材映像も当課では保管しているので、システム映像化の考えに沿って活用できるかも考えていきたい。

●映像記録の撮影候補はまだたくさんあるのか。

●候補はたくさんある。一度撮影したものも、何十年という年数が経過すると様子が変化するので、その時点の情報を記録する必要がでてくる。予算と計画性があれば題材に困るということは無いだろう。

●つる舞の里歴史資料館の本年度の企画展は干支「酉」をテーマとしている。干支をテーマにする例は他館園でもあり人気もあるが、せっかく実施するのであれば、前年末や年始など、もっと早い時期に開催したほうがよい。

●市民のお宝を集めた展覧会を実施してはどうか。市が本年度実施するのど自慢（紅白歌合戦）は予選に出場する人も多く盛り上がっていると聞いている。市民の関心を集めるのは大事で、そこから民俗文化財に興味を持ってもらう方法もある。

▼市民の関心を集めることの大事さは認識している。展示の一部をシリウスに移設した後のつる舞の里歴史資料館の活用も課題。今年度開催する「トリ」をテーマとした企画展のアンケート結果等もふまえながら、次期企画に活用していきたい。

（３）大和市指定重要有形民俗文化財への指定に係る諮問について

▼事務局より資料４－１～資料４－５について説明。

●▼映像記録「大和市の念仏講」（平成１９年度制作）のうちの福田の廻り地蔵に関する部分を視聴。

●▼会場に搬入した指定候補物件を実見・調査。

●（委員による候補物件の解説）

●地蔵像に銘はあるのか。

●▼銘は現在見つかっていないが、厨子に入っている木札に造立・再建年が記されている。

●地蔵像はきれいな状態だが、修復がなされているのか。

●平成２年度の映像記録制作には傷んだ状態の地蔵像が写されている。映像の末尾に専門家による修復にむけた調査の様子が写されているので、その後修復されたのだと思う。

●同種の行事や資料を指定している事例は周辺自治体にどれくらいあるのか。

●「鶴見川流域の廻り地蔵」「下飯田の廻り地蔵」が横浜市指定無形民俗文化財となっている。

●（木札等の墨書を判読するための）赤外線撮影はおこなったか。

●過去の報告書作成時に木札の赤外線撮影はおこなっている。

●周辺の廻り地蔵像と関連がありそう（同一仏師の作、等）なので、一度仏像の専門家に見てもらうとよい。

●背負った状態の重量は何キログラムくらいか。

▼未計測である。今後計測を試みる。
●候補物件の名称が「廻り地蔵及び講中道具」となっているが地域名を入れたほうがよい。
▼資料の物件名称は「福田の廻り地蔵及び講中道具」とする。
●地蔵像、厨子ともに周辺同種事例のものより大きい。
●厨子の引き出しの裏に墨書はないのか。
●▼（「治三十三年」「山」と読める墨書をあらたに発見。講中の「現在の厨子は三代くらい前に下和田の山田という建具屋に作ってもらった」という伝承とあわせて、現存の厨子の製作年代は明治三十三年と推定される。一度赤外線撮影をしたほうがよい。）
●厨子の背負い紐はナイロン製で現代のもの。かつての材質等を講中の人から聞き取ったほうがよい。
●「木札」の読みについて、「もくさつ」「きふだ」か、あるいは「棟札（むなふだ）」と呼称するか。
●読みをあえて表記しない、という選択肢もある。事務局および市のこれまでの呼称の経緯を踏襲すればよいのでは。
●「講中」の読みは、資料では「こうぢゅう」となっているが「こうじゅう」ではないか。
▼（辞典等の検索結果から）「こうじゅう」と表記する。
●資料のうち「江戸時代から隆盛をみせた廻り地蔵」という表記は、「江戸時代に相模・武蔵で隆盛をみせた廻り地蔵」にあらためたほうがよい。
▼表記をあらためる。
●「その他道具一式」の点数や内訳を明らかにしないと、今後の管理の中で紛失等の事故が起こりやすい。今後の追加調査等で資料がさらに発見された場合は指定物件の追加をおこなうとよい。重要度の低いものや未精査のものは参考資料として収集する手法もある。
▼一式の内訳は、記帳・ノート類、線香立て、リン、リン棒、リン布団、ロウソク立て、花立て、湯呑み、消し壺、財布とし、点数と合わせて資料に記載する。
●厨子についている慳貪式の格子戸は紛失の恐れがある。「観音開きの扉を開けると慳貪式の格子戸がある。下部には引き出しがあり、半分引き出した状態で仏具等をのせられるように中蓋がついている」のように構造を明記しておいたほうがよい。
▼資料に明記する。
●以上のような意見を踏まえた答申文および調書を事務局に清書してほしい。
▼清書したものを後日委員各位に送付するので、確認をお願いしたい。

（４）その他

特になし。